

請願・陳情の方法!

審査の流れ



● 請願・陳情のしかた

市の行政等について要望がある場合、どなたでも市議会に「請願」や「陳情」をすることができます。

請願書・陳情書は、議会事務局で受け付けています(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時)。

なお、小金井市議会では、「請願」も「陳情」も原則として同じ取扱いをしています。

● 請願者・陳情者は趣旨説明ができます

「請願」「陳情」の代表者またはこれに代わる方が趣旨説明、補足説明等を希望される場合は、審査の前に委員会協議会を開き、発言の機会を設けています。時間は15分以内で発言の記録を作成します。発言申出期限、発言する日時等は議会事務局までお問い合わせください。

(電話.042-387-9947)

● 処理結果等を市民に公開しています

採択した「請願」「陳情」は、願意に沿った対応がされるよう市長等に送付します。

そして、その処理経過及び結果は、6か月後、議長に報告されることになっており、その内容を「請願」「陳情」代表者の方にお知らせします。また、議会図書室でどなたでもご覧いただけます。

